

運搬容器の基準について

運搬容器(固体のもの)

(危険物の規制に関する規則 別表第三より抜粋)

内装容器		外装容器		危険物の類別及び危険等級の別								
容器の種類	最大容積又は最大収容量	容器の種類	最大容積又は最大収容量	第一類			第二類		第三類		第五類	
				I	II	III	II	III	I	II	I	II
ガラス容器又はプラスチック容器	10ℓ	木箱又はプラスチック箱(必要に応じ、不活性の緩衝材を詰める)	125kg	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			225kg		○	○		○		○		○
		ファイバ板箱(必要に応じ、不活性の緩衝材を詰める)	40kg	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金属製容器	30ℓ	木箱又はプラスチック箱	125kg	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			225kg		○	○		○		○		○
		ファイバ板箱	40kg	○	○	○	○	○	○	○	○	○
プラスチックフィルム袋又は紙袋	5kg	木箱又はプラスチック箱	50kg	○	○	○	○	○		○	○	○
			50kg	○	○	○	○	○				○
			125kg		○	○	○	○				
	55kg	ファイバ板箱	225kg			○	○					
			40kg	○	○	○	○	○		○	○	○
			40kg	○	○	○	○	○				○
			55kg			○	○					
		金属製容器(金属製ドラムを除く)	60ℓ	○	○	○	○	○	○	○	○	
		プラスチック容器(プラスチックドラムを除く)	10ℓ		○	○	○	○		○	○	
		金属製ドラム	30ℓ			○	○				○	
		プラスチックドラム又はファイバドラム(防水性のもの)	250ℓ	○	○	○	○	○	○	○	○	
			60ℓ	○	○	○	○	○	○	○	○	
			250ℓ		○	○		○		○	○	
		樹脂クロス袋(防水性のもの)、プラスチックフィルム袋、織布袋(防水性のもの)又は紙袋(多層、かつ、防水性のもの)	50kg		○	○	○	○		○	○	

備考:

- 印は、危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物には、当該各欄に掲げる運搬容器がそれぞれ適応するものである。
- 内装容器とは、外装容器に収納される容器であって危険物を直接収納するものをいう。
- 内装容器の容器の種類が空欄のものは、外装容器に危険物を直接収納することができ、又はガラス容器、プラスチック容器、金属製容器、プラスチックフィルム袋若しくは紙袋の内装容器を収納する外装容器とすることができることを示す。

運搬容器(液体のもの)

危険物の規制に関する規則 別表第三の二より抜粋)

内装容器		外装容器		危険物の類別及び危険等級の別							
容器の種類	最大容積又は最大収容量	容器の種類	最大容積又は最大収容量	第三類		第四類			第五類		第六類
				I	II	I	II	III	I	II	I
ガラス容器	5ℓ	木箱又はプラスチック箱(不活性の緩衝材を詰める)	75kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			10ℓ		○		○	○		○	
	5ℓ	ファイバ板箱(不活性の緩衝材を詰める)	40kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			10ℓ					○			
プラスチック容器	10ℓ	木箱又はプラスチック箱(必要に応じ、不活性の緩衝材を詰める)	75kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			125kg		○		○	○		○	
		225kg					○				
		ファイバ板箱(必要に応じ、不活性の緩衝材を詰める)	40kg	○	○	○	○	○	○	○	○
55kg						○					
金属製容器	30ℓ	木箱又はプラスチック箱	125kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			225kg					○			
		ファイバ板箱	40kg	○	○	○	○	○	○	○	○
			55kg		○		○	○		○	
		金属製容器(金属製ドラムを除く)	60ℓ		○	○	○	○		○	
		プラスチック容器(プラスチックドラムを除く)	10ℓ		○		○	○		○	
			30ℓ					○		○	
		金属製ドラム(天板固定式のもの)	250ℓ	○	○	○	○	○	○	○	
		金属製ドラム(天板取外し式のもの)	250ℓ				○	○			
		プラスチックドラム又はファイバドラム(プラスチック内容容器付きのもの)	250ℓ		○			○		○	

備考:

- 印は、危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物には、当該各欄に掲げる運搬容器がそれぞれ適応するものである。
- 内装容器とは、外装容器に収納される容器であって危険物を直接収納するものをいう。
- 内装容器の容器の種類が空欄のものは、外装容器に危険物を直接収納することができ、又はガラス容器、プラスチック容器若しくは金属製容器の内装容器を収納することができることを示す。